

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（第15回）
議事概要

日 時 令和7年5月16日（金）10:00～11:00
場 所 8号館8階特別大会議室
出席者 〔 〕は代理出席者
議 長 内閣府政策統括官（共生・共助担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
同 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画(主)担当）
同 法務省人権擁護局長〔人権擁護局人権啓発課長〕
同 外務省総合外交政策局長〔総合外交政策局人権人道課首席事務官〕
同 文部科学省総合教育政策局長〔大臣官房審議官（総合教育政策局担当）〕
同 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）〔政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）〕
同 国土交通省総合政策局長〔総合政策局次長〕
木下 敦子 読売新聞論説委員
権丈 英子 亜細亜大学経済学部長・教授
齋藤 恵美子 山形県しあわせ子育て応援部長
坂元 茂樹 （公財）人権教育啓発推進センター理事長
竹之内 勝 東京都中野区立中野中学校校長
早野 貴志 熊本市文化市民局長

（議事次第）

- 1．ヒアリング
- 2．その他

（配布資料）

- ・ 出席者一覧

（議事概要）

- 議長より、第10回から第14回までの本連絡会議で実施したヒアリングを振り返り、学校、地域、家庭及び職域といった各場面において、それぞれの事情に応じて取組が進められている実態を伺ったこと、これを受けて今回は、便宜上、「学校」、「地域」、「家庭」、「職域」の各分野及び「その他全般」

と区切って、出席者からヒアリングを踏まえた気付きや感想等についてそれぞれ伺いたい旨の説明があった。

- 議長より、学校の場面に関して発言を求めたところ、出席者から以下のような発言があった。
- 学校における取組のポイントは大きく三点あると捉えている。第一に、相談をしなくても、カミングアウトをしていなくても、誰にとっても安心して過ごせる教育環境・学校現場であること。各階に多目的トイレや小部屋が設置されているなど、環境の整った学校がある反面、多目的トイレが校内に1か所しかなかったり、常に鍵がかかっていたりするような学校もある。子ども達自らというよりも、まず大人側から提案して、この学校は安心だと思える環境づくりを進めていくことが必要である。第二に、全てにおいて生徒の気持ちを重視すること。保護者の願いもあるので、ヒアリングをしっかり行いながら、また、子どもの発達段階に合わせながら、少しずつ生徒や保護者との信頼関係を築いていくことが大事である。その際は、教育の中立性に配慮しながら柔軟な対応が求められる。教員の人材育成や、保護者や地域への啓発活動も必要になる。第三に、学校現場においては、多種多様な生徒や保護者には組織で対応すること。その際、様々な教職員の知恵を絞りながら、信頼関係を失うことなく何とか着地点を見出しながら進めていくことが大事である。報告・連絡・相談を原則としつつ、生徒本人の思いや保護者の願いを尊重し、了解を得ながら、アウティングという言葉で括られないように進める必要がある。
- 学校現場での相談対応及び情報共有について、教員間で情報共有しつつ、組織として対応する必要があることは理解できる。一方で、特定の教員を信頼してカミングアウトした生徒にとって、他の教員にそのことが知られてしまうとアウティングになるのではないかという、当事者にとって非常に深刻な影響をもたらすこともあるため、職員間の当事者の生徒に関する情報共有の在り方については慎重な検討が必要と感じた。非常に難しい問題であるため、好事例を共有できれば、様々な学校に裨益すると考える。
- 地方公共団体において、教員向けの研修のほか、性に関する指導要綱を活用して、特に小学校四年生と中学校一年生を対象に、性の多様性に関する教育を実施している例がある。教材としては、保健の教科書や、中学生向けには法務省人権擁護局作成の動画が使用されている。かような研修素材が充実す

れば、より多くの学校で活用できるのではないか。

- 教育は人間形成における重要な活動場所でもあり、その中で、いかに啓発を進めていくかが重要である。教育から社会を変えていく、あるいは社会を作っていく取組を一層進める必要がある。
- 次に、議長より、地域の場面に關して発言を求めたところ、有識者から以下のような発言があった。
- 当事者が社会に接する場面、例えば学校や職場などにおいて直面する差別や偏見に対して、どのような対応が社会において用意されているかが課題である。相談体制の充実、その対応の1つであると思う。他方で、SOGIに限定した相談窓口は、当事者にとって敷居が高いと感じてしまう可能性もある。SOGIに特化した専門窓口の設置というよりは、保健所、子育て相談、生活相談窓口など多様な相談機関が、様々な相談の背景にSOGIの多様性があることを想定し、正確な知識を持って対応することが重要である。
- 地方公共団体において、セミナーの開催やリーフレットの作成等が行われているが、その内容、言葉の使い方、講師の選定等に当たり、様々な考えの方向があり、難しさがある。かようなことを踏まえると、国として全国的な理解増進の施策を積極的に展開していくことは非常に重要である。

地方公共団体が包摂性・寛容性の高い地域づくりに向けて様々な取組を進めていくために、参考となるような全国の中での取組事例の共有や、SOGIの多様性に関する言葉の定義など、基本的な情報を含め、国からの適切な情報提供が必要である。加えて、交付金などの財政支援についても求められる。

なお、法務省の委託事業で人権関係の予算があるが、自治体によってはSOGIを所掌しない部局が所管しており、当該部局における事業で上限に達し性の多様性に関連する取組には使えていないという例もある。財源を含めた形で、地方公共団体の実情に応じた取組を後押ししてほしい。

ヒアリングを通じて当事者の方々の生きづらさの状況があることはよく分かった。地方公共団体においては、家庭の保護者の理解や、職場での理解を全体として高めていく取組が必要と思っている。
- 各地域の地区委員会や町会などで啓発活動を充実させていくことが必要。また、ペアレント教室のような保健所の取組や、あるいは児童館における同様の取組も活用し、胎児の段階から保護者への人権啓発を進めていくことに

よって、保護者の理解をしっかりと進めることが大切である。そうすることで、子どもからカミングアウトを受けてもしっかりと受け止められるようになるのではないかと。また、他に当事者の子どもがいても、それはそれとして認めていきながら、しっかりと支えてあげられるような関係がさらに充実するのではないかと。

- 理解を進めることを大前提とした上で、性的マイノリティの方々だけに特化した相談窓口を設置することにより、逆に当事者にとっては使いにくかったり差別を助長したりするリスクもあるのではないかと。皆様のお話を聞いていても、実際の困り事には様々な困難が絡み合っていることもあるため、それぞれの個性を尊重しながら包摂していくことは大切である。

また、意外にも福祉の窓口に関わる方々の理解が進んでいないという指摘もあり、対応できる人材をどう育成し、どう広げていくかは大きな課題である。自治体の事例の紹介もあったとおり、講師をどう選ぶかという問題もあると思うので、理解を広げていくための人材育成も今後の検討材料の一つである。

- 日本は他国に比べると同調圧力が強い。人権教育や啓発の際には、当事者の子ども達に関して言えば、「みんなと同じでなくていい。違っていてもいいんだよ」ということを教えるような教育が必要ではないかと。子ども達は「みんなと同じでないといけない」となんとなく感じていて、そのために自分はちょっと違うので非常に生きづらいと感じる場面があるのではないかと。

- これまでのヒアリングを通じて、クローゼットの方の意見を聞いて取組に反映させるのは大変難しいと感じた。例えば、孤独・孤立支援では、官民連携のプラットフォームを作っているが、まず相談につながらないと支援につながらない。まずは相談を受ける体制の整備が必要。

その相談に応えるためには、市町村レベルでは、例えば孤独・孤立支援など既存の相談体制に入れ込むことが適当でないかと。性的マイノリティの方々に特化した相談窓口については、ニーズが出てくれば、まずは国や県のレベルでの設置があればよろしいのではないかと。

仮に、地方公共団体が相談体制を整備するのであれば、相談対応の水準を均一にするため、研修等に活用できる教材の提供や相談体制の事例共有が国からあると良い。

- 福祉と医療分野で理解増進が遅れているという指摘が第14回連絡会議であったが、自身が知る限り、医療現場でも配慮を行っているという事例もある。かような多くの事例を紹介しながら、皆さんの認識を高めていくという取組が必要。
- 次に、議長より、家庭の場面に關して発言を求めたところ、出席者から以下のような発言があった。
- 第14回連絡会議でのヒアリングで発言があったように、乳幼児期の健診は受診率も高いため、そうした場を通じて保護者に対して普及啓発を行うことは家庭へのアプローチとして有効と考える。ただ、補足すると、1歳半健診は主に身体・運動能力の発達や先天的な疾患のスクリーニングに、3歳児健診は、集団生活への準備状況など社会生活の発達に重点が置かれており、育児不安を抱えている場合や適切な育児環境が提供されていない場合は、保健師が継続して支援を行ったりするなどしている。こうした場でSOGIの多様性に関する普及啓発を実施する際には、保護者を過剰に不安にせず、こどもの個性を伸ばすような内容である必要がある。また、情報提供の仕方や内容に統一性がないと、地方公共団体が困惑すると思われる。
- 家庭へのアプローチとして、乳幼児期の健診を活用した保護者への普及啓発は有効な手法の一つとして考えられる。あわせて、健診の場で保護者が小児科医や内科医に「こんな気になる点がある」と相談した際に、医師が適切に対応できるか、どこに相談すればよいかといった医師へのサポート体制を考える必要がある。また、例えば待ち時間に流す動画やパンフなどの素材を含む保護者向けの啓発の在り方と、その後の相談先のサポート体制をセットで考えていく必要がある。セミナー等を開催しても、関心の高い保護者は参加するが、「うちの子に限って」と考えるような関心が低い保護者、あるいは気づいていない保護者にはアプローチできない。こどもが小さな時期から保護者への普及啓発を行うことで、早い段階からSOGIの多様性について保護者の理解が得られる環境を作るとは非常に重要なので、地方公共団体が啓発を進める上での参考になるようなものや、相談した人へのサポートの在り方も考えていければ良いと思う。
- ペアレンツ学級のような胎児の段階からの保護者の啓発や乳幼児期の健診の場を活用した保護者の啓発は重要。地域や家庭を巻き込む形で、行政が開催する講演会だけでなくPTAの会議や保護者会の場を使った研修などもある。

効ではないか。また、健診といった就学前の場のみならず、例えばこどもが性自認を感じ始める小学校４年生頃や第二性徴が始まる中学校１年生頃など、こどもの発達段階に応じて、保護者に対するSOGIの多様性に関する普及啓発を行うことが重要。

- 次に、議長より、職域の場面に關して発言を求めたところ、出席者から以下のような発言があった。

- 理解増進法の基本理念である人権尊重の重要性を改めて実感すると共に、基本計画の策定には大きな意義があると考えている。

現在の日本では、全国一律で同じような取組を進めるのは難しい面があると感じる。理解や受容の度合いは地理的な要素や企業規模によっても異なるだろう。特に地方や中小企業では、理解増進に係る取組が浸透しにくい実情もある。このような実情も十分配慮し、SOGIの多様性、そしてSOGIの理解の多様性を前提とした取組を促進することが重要である。そうした局面では、取組事例を収集し、広く横展開する取組が有効ではないか。

また、様々な相談窓口の充実や公的なサービス全般における窓口の対応についても、窓口職員が正確かつ十分な知識を持って相談に対応できるよう、人材育成や研修等も重要である。

- 先日、中学校の教員が生徒にカミングアウトしたところ、生徒は非常に純粋に、素直に受け入れたという趣旨の記事を読んだ。中学校には、専門性の高い教員が集まっており、生徒の柔軟性も高い。学校現場は人権教育・啓発の重要な役割を果たしており、学校現場に多様な人が存在することの重要性を感じている。視覚障害の方や肢体不自由な方が教壇に立つという事例は多くある。学校現場では、SOGIも含めて、あらゆる多様性の受け入れがあるということのをうまく伝えていければよいのではないかと考える。

- 次に、議長より、その他全般に關して発言を求めたところ、出席者から以下のような発言があった。

- SOGIの多様性に関しては多様な意見があり得るということを理解した。ヒアリング対象者から「理解増進施策は一步一步着実に進めていくべき」などといった趣旨の発言が複数あったことも踏まえると、丁寧に説明を行い、住民の理解を得ながら施策を進めていくことが必要であると感じた。

- SOGIの多様性に関しては、当事者の中にも、一般社会にも様々な意見があること、また同じ方向性の意見であっても、そこには濃淡があることが分かった。連絡会議でのヒアリングに応じていただいた方々は、知識が豊富で意識も高く、自身の意見を持って考えた上で発言されているのだろうが、世間一般にはSOGIの多様性に関するそもそもの理解がおそらくまだ浸透していない。理解が進んでいないからそれによる誤解も生じているため、まずは行政、国が中心となって普及啓発を進めていくことが大前提だと思う。「そもそもSOGIとは何か」「SOGIとはどういうことか」「性的マイノリティの方は周囲に存在している」ということだけでなく、「SOGIは自らの意思で変えられるものではない」といった基本的な知識を国が社会に広めていくことが重要。その上で、個々の職場や教育現場等、様々な場における取組については、本人の状況に応じて、ケース・バイ・ケースで対応していくことが必要とも感じた。「こうあらねばならない」と何か決めてしまうと、物事を難しくする面もあるのだろうと感じた。

SOGIの問題で特徴的なのは、カミングアウトやアウティングの問題である。声に出せない人や出さない人も存在する中で、いかにして多様性を認め、社会で包摂していくかという点は、大きな命題である。性的マイノリティの方は周囲に存在するが、必ずしも大きな声を出せないこともあるのだという点を念頭に置き、異なる意見にも耳を傾け、自由に議論できるような環境をどう作っていくか。難しいけれども、そういう形の着地を念頭に置いて、基本計画の策定を進めることが重要。

- 地方公共団体において、基本的な用語の解説や、住民からの要望、性別記載欄についての配慮、学校における対応など、それぞれ関係部署や教育委員会と調整の上で対応をまとめた職員向けのガイドブックを作成し、市町村や企業など様々な場で活用できるようホームページに掲載して広く周知した例がある。

周囲に性的マイノリティがいないと思っている人も多いが、当事者本人だけでなく、その家族なども悩みを抱えているという点は、大きな気づきであった。そうしたことを踏まえると、企業等に対し「職場には、当事者はいなくても当事者の家族がいるかもしれない」といった伝え方は効果的ではないか。また、企業に対する情報共有の在り方に関して、取組事例の共有に加え、当事者やその家族等の職場における困り事や不安を周知すれば、経営者層の理解が進み、取組が広がっていくのではないか。国からも後押ししてほしい。

- work with Prideによる企業認証制度について説明があったが、こうした認

証制度や指標などの枠組みについて、設けるべきだという意見もある一方、色々な角度から見たときに、それが正解の時も不正解の時もある非常に難しいデリケートな問題をはらんでいるように思う。

ある県における社会福祉法人の事例だが、理事長による女性へのセクハラ事案が生じて係争中であつたにもかかわらず、当該法人自体は法令を遵守して認証対象資格の要件を満たしていたため、県は女性活躍推進企業として認証してしまった。認証企業としてふさわしくないと判断したのは、当該係争についてその理事長に対する損害賠償を認める判決が出された後である。本事例のように、認証制度や指標に硬直的にこだわると、難しい問題が出てくる可能性があるので、留意する必要がある。いずれにしても、当事者の方々が生きづらさを抱えているということは、ヒアリングの中で様々な方が異口同音に語っており、生きづらさの解消に資するような基本計画を作る必要がある。

- SOGIの在り方は多様であり、プライバシーに深く関わる事項であるため、きめ細やかな対応が求められることを痛感した。

認証制度や評価指標が、社会全体の理解増進の取組を後押しする面もある一方で、SOGIの多様性に対する共通理解がまだ十分に進んでおらず、また、理解増進の効果的な取組も確立していない段階にあると感じている。そのため、現時点での導入には慎重さが求められると考える。

例えば、以前、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」に関して、非常に有名な過労自殺事件があつたが、その企業が複数回認定を受けていたことが明らかとなり、最終的に認定を返上することになった。厚生労働省では、これを機に認定基準において労働時間に関するチェックを強化するなどの対応を取ったと承知している。こうした事例は、認証制度が実態と乖離するリスクや、制度が過度に形式的に運用される懸念を示唆している。

SOGIの理解の増進に関しても、素晴らしい取組は確かに存在し、尊重されるべきであるが、現時点で数少ない取組事例を基に、認定制度やKPI（重要業績評価指標）を作ってしまうと、意図しない事態を招く可能性もある。「これさえやっておけばよい」といった誤解が生じ、かえって実情に即した取組が行われにくくなるおそれもある。

すべての人が生き生きと暮らし、働くことのできる人権尊重社会を作っていくことは非常に重要である。それとともに、SOGIの多様性に関する理解の浸透は、いまだ途上にあると感じている。基本計画の中で取組を丁寧に整理した上で、着実に理解増進を進めてほしい。

- 当事者の生きづらさ解消のためにも、様々な場面での普及啓発を進めていることが当事者方々に伝わるように進めていく必要がある。